

令和 5 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 2)

目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 87 号議案	令和5年度神奈川県一般会計補正予算（第4号）	1
	第1表 歳入歳出予算補正	2
	第2表 繰越明許費	3
	第3表 債務負担行為追加	4
定県第 88 号議案	同 年度神奈川県 水源環境保全・再生事業会計補正予算（第1号）	7
定県第 89 号議案	同 年度神奈川県 水道事業会計補正予算（第1号）	9
定県第 90 号議案	同 年度神奈川県 電気事業会計補正予算（第1号）	11
定県第 91 号議案	同 年度神奈川県 相模川総合開発共同事業会計補正予算（第1号）	13
定県第 92 号議案	同 年度神奈川県 酒匂川総合開発事業会計補正予算（第1号）	15

令和5年度神奈川県一般会計補正予算（第4号）

令和5年度神奈川県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2兆2,950億4,748万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為追加」による。

令和5年11月24日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税		千円 1,335,727,384	千円 15,200	千円 1,335,742,584
	2 事 業 税	334,081,117	15,200	334,096,317
歳 入 合 計		2,295,032,282	15,200	2,295,047,482

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 415,107,865	千円 15,200	千円 415,123,065
	7 徴 税 費	324,668,746	15,200	324,683,946
歳 出 合 計		2,295,032,282	15,200	2,295,047,482

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円 13,896
	8 安全防災費		13,896
		石油貯蔵施設周辺地域施設整備費	13,896
9 土木費			1,480,668
	2 道路橋りょう費		454,668
		道路管理計画調査費	119,373
		交通安全施設等整備費	221,375
		橋りょう補修費	113,920
	3 河川海岸費		615,000
		河川改修事業費	285,000
		河川再生事業費	330,000
	4 砂防費		341,000
		防災砂防事業費	25,000
		通常砂防事業費	50,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	266,000
	5 港湾費		70,000
		港湾補修費	70,000
10 警察費			130,135
	1 警察管理費		130,135
		警察施設各所営繕費	91,718
		警察施設整備費	38,417
合 計			1,624,699

第 3 表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
土地改良施設危険防止対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 5,000
県有林事業費	令和5年度から 令和6年度まで	12,529
旧社営林事業費	令和5年度から 令和6年度まで	24,444
林道改良事業費	令和5年度から 令和6年度まで	7,931
林道維持費	令和5年度から 令和6年度まで	283,866
治山事業費	令和5年度から 令和6年度まで	9,933
保安林改良事業費	令和5年度から 令和6年度まで	11,099
水源林整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	230,170
県営漁港整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	2,700
道路補修費	令和5年度から 令和6年度まで	1,590,000
道路災害防除事業費	令和5年度から 令和6年度まで	125,000
電線地中化促進事業費	令和5年度から 令和6年度まで	17,000
交通安全施設等整備費	令和5年度から 令和6年度まで	521,000
橋りょう補修費	令和5年度から 令和6年度まで	260,000
街路樹維持事業費	令和5年度から 令和6年度まで	14,500

事 項	期 間	限 度 額
道路改良費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 842,000
街路整備費	令和5年度から 令和6年度まで	80,000
河川修繕費	令和5年度から 令和6年度まで	666,000
水防情報基盤緊急整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	75,000
河川改修事業費	令和5年度から 令和6年度まで	472,500
海岸補修費	令和5年度から 令和6年度まで	30,000
海岸高潮対策費	令和5年度から 令和6年度まで	105,570
砂防林事業費	令和5年度から 令和6年度まで	51,000
砂防施設改良費	令和5年度から 令和6年度まで	41,000
砂防環境整備費	令和5年度から 令和6年度まで	50,000
防災砂防事業費	令和5年度から 令和6年度まで	139,000
通常砂防事業費	令和5年度から 令和6年度まで	413,000
地すべり対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	24,000
急傾斜地崩壊対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	762,000
港湾補修費	令和5年度から 令和6年度まで	69,700
公園整備費	令和5年度から 令和6年度まで	90,000

事 項	期 間	限 度 額
警察施設各所営繕費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 302,930
交通安全施設整備費	令和5年度から 令和6年度まで	460,000
学校施設長寿命化対策費	令和5年度から 令和6年度まで	22,055
県立学校空調設備整備費	令和5年度から 令和6年度まで	630,791
高等学校施設整備工事費	令和5年度から 令和6年度まで	645,390
高等学校施設整備工事設計調査費	令和5年度から 令和6年度まで	10,978

令和5年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計 補正予算（第1号）

令和5年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年11月24日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
森林環境調査費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 26,000
丹沢大山保全・再生対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	16,000
水源林整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	76,827
水源林土壌保全対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	211,430

令和5年度神奈川県水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度神奈川県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和5年度神奈川県水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
取水及び浄水施設維持運営費	令和5年度から 令和6年度まで	96,899 <small>千円</small>
給水装置維持運営費	令和5年度から 令和6年度まで	12,293
原水及び浄水設備整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	63,470
配水管網再構築事業費	令和5年度から 令和6年度まで	200,885
水道施設耐震化事業費	令和5年度から 令和6年度まで	945,886
老朽配水管リフレッシュ事業費	令和5年度から 令和6年度まで	2,783,018
配水管等切回事業費	令和5年度から 令和6年度まで	167,175
その他配水設備整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	69,575
大口径老朽管リフレッシュ事業費	令和5年度から 令和6年度まで	739,355

令和5年11月24日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和5年度神奈川県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度神奈川県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和5年度神奈川県電気事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
相模貯水池堆砂対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	1,183,721 <small>千円</small>
相模貯水池管理事業費	令和5年度から 令和6年度まで	54,538
水力発電設備整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	9,339

令和5年11月24日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和5年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和5年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
城山ダム施設管理事業費	令和5年度から 令和6年度まで	21,571 ^{千円}

令和5年11月24日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和5年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和5年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
貯水池等保全対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	129,723 <small>千円</small>

令和5年11月24日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

